

令和5年6月5日

各 位

会社名 株式会社ウェッジホールディングス
代表者名 代表取締役社長兼 CEO 此下 竜矢
(コード 2388 東証グロース市場)
問合せ先 開示担当 小竹 康博
(TEL 03 - 6225 - 2161)

第三者割当による新株式及び新株予約権の発行に係る払込完了に関するお知らせ

当社は2023年5月17日開催の取締役会において決議いたしました第三者割当による新株式及び新株予約権(行使価額修正条項付)の発行について、本日払込手続きが完了しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本新株式及び新株予約権発行に関する詳細につきましては、2023年5月17日公表の「第三者割当による新株式及び新株予約権(行使価額修正条項付)の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

また、2023年5月25日に公表した「株主による新株式及び新株予約権発行差止仮処分の申立てに関するお知らせ」につきましては、東京地方裁判所において審理中となっており、次の期日は明日(6日)が指定されている状況のため、既に金融商品取引法に基づく届出の効力が発生していることから、当該申立ては無効となるものと考えております。

記

1. 第三者割当による新株式及び新株予約権の発行の概要

(1) 本新株式発行の概要

①払込期日	2023年6月5日
②発行新株式数	普通株式 700,000 株
③発行価額	1株につき金 99 円
④調達資金の額	69,300,000 円
⑤募集又は割当方法(割当予定先)	第三者割当の方法によります。 LCAO 560,000 株 MAP246 140,000 株
⑥その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。

(2) 本新株予約権発行の概要

①割当日	2023年6月5日
②新株予約権の総数	60,000 個(新株予約権 1 個につき 100 株)
③発行価額	総額 3,180,000 円(新株予約権 1 個当たり 53 円)
④当該発行による潜在株式数	6,000,000 株
⑤資金調達の額	597,180,000 円(注) (内訳) 新株予約権発行分 3,180,000 円 新株予約権行使分 594,000,000 円
⑥行使価額及び行使価額の修正条	当初行使価額は 99 円とします。

件	<p>本新株予約権の行使価額は、2023年6月6日以降、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日（以下「修正日」という。）の属する週の前週の最終取引日（以下「修正基準日」という。）の株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の小数第1位未満の端数を切り上げた金額（以下「修正基準日価額」という。）が、当該修正基準日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正基準日価額に修正されます。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が60円【注：当初行使価額の60%】（以下「下限行使価額」という。）を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。なお、上限行使価額はありません。</p>
⑦行使請求期間	2023年6月6日～2025年6月5日
⑧募集又は割当方法（割当予定先）	<p>第三者割当の方法によります。</p> <p>LCAO 48,000 個 MAP246 12,000 個</p>
⑨譲渡制限及び行使数量制限の内容	<p>当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、本新株予約権に係る引受契約（以下「新株予約権引受契約」といいます。）において、本新株予約権につき、以下の行使数量制限が定められます。</p> <p>当社は所定の適用除外の場合を除き本新株予約権の行使をしようとする日を含む歴月において当該行使により取得することとなる株式数が2023年6月5日現在における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合における当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使（以下「制限超過行使」といいます。）を割当予定先に行わせません。</p> <p>割当予定先は、前記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使を行うことができません。</p> <p>また、割当予定先は、本新株予約権の行使に当たっては、あらかじめ、当該行使が制限超過行使に該当しないかについて当社に確認を行います。</p> <p>割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、①当社との間で制限超過行使に係る内容を約束させ、また、②譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合に当該第三者をして当社との間で同様の内容を合意させることを約束させるものとします。</p>
⑩その他	<p>当社は、2023年6月5日付で、割当予定先との間で割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には当社の事前の書面による承認を要すること等を規定する、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件に本新株予約権を引き受ける旨の新株予約権引受契約を締結いたします。</p> <p>新株予約権引受契約において、以下の内容が定められます。</p> <p>※本新株予約権の行使停止要請</p> <p>当社は、本契約の締結日以降、随時、何回でも、引受人に対して、本新株予約権の行使の停止を要請する期間（以下</p>

「行使停止期間」という。)を定めることができます。なお、行使停止期間において本新株予約権の行使の停止の対象となる新株予約権は、行使停止期間開始日に残存する本新株予約権の全部とします。当社は、前項により行使停止期間を定めたときは、当該行使停止期間の初日の5取引日(以下、「取引日」とは、東証の取引日をいう。)前の日まで(行使可能期間の初日を行使停止期間開始日に設定する場合には、本契約の締結日)に、これを引受人に通知することとします。

※本新株予約権の買戻

当社は、本新株予約権の行使期間の末日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する全ての本新株予約権を、割当予定先から買い取るものとします。割当予定先は、当社の口座にかかる買取りによる当該本新株予約権の移転に係る記録が買取日になされるように、社債、株式等の振替に関する法律、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程その他の法令、関係規則等に従い、かかる記録のために割当予定先がとるべき手続を行います。なお、本新株予約権の行使期間が満了した場合でも、当該条項に基づく当社の支払義務は消滅又は免除されません。

なお、当社が当該条項に基づき本新株予約権を買い取った場合、本新株予約権の消却を行う予定です。

※譲渡制限

割当予定先による本新株予約権の譲渡には当社の事前の書面による承認が必要となります。なお、承認にあたっては、譲受人との間でも同様の譲渡制限が課されることを合意する予定です。

※優先的交渉権

当社は、払込期日から2025年6月5日又は本新株予約権が割当予定先によって全て行使され若しくは当社によって全て取得される日のいずれか早い日までの間、割当予定先以外の第三者に対して、株式又は新株予約権、新株予約権付社債その他の潜在株式(以下「株式等」と総称します。)を発行又は処分しようとする場合、当該第三者との間で当該株式等の発行又は処分に合意する前に、割当予定先に対して、当該株式等の内容及び発行又は処分の条件を通知した上で、当該株式等の全部又は一部について当該条件にて引き受ける意向の有無を確認するものとします。割当予定先がかかる引受けを希望する場合、当社は、当該第三者の代わりに又は当該第三者に加えて、割当予定先に対して当該株式等を当該条件にて発行又は処分するものとします。

(注) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われな
ない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。